

練馬区議会議員(無所属)

かとうき桜子

区政レポート



2014年5月号

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

メールマガジン発行中!



上映会で司会を務めました(左からかとうき桜子、吉成邦市さん、原村政樹監督)

「天に栄える村」上映会がおこなわれました

5月17日、練馬駅前新しくできたビルで「天に栄える村」というドキュメンタリー映画の上映会を行いました。区内の様々な活動団体が参加する実行委員会です。実施したのですが、当日、上映後の講演会で私は司会を務めました。

「天に栄える村」は、福島県天栄村という地域のお米作りを迫ったドキュメンタリー映画です。天栄村は原発からは約七〇キロの距離。海から離れており、農業が中心の地域です。

原発から離れています。事故直後は1時間あたりの空間放射線量が5マイクロシーベルトになり、土壌や水が汚染されることにより農業が続けられるか懸念されました。(※2014年5月現在の練馬区の空間放射線量は場所によって0.03〜0.07マイクロシーベルト程度、天栄村の空間放射線量は0.1〜0.4程度)

絶望する農家の人々を励まし、肥料の工夫などによって土壌や水の放射性物質が農作物に移行しないための工夫を考えてきたのが、天栄村役場の担当の吉成邦市さんでした。映画の上映の後、吉成さんと映画の監督である原村さんにお話をいただきました。

2011年以降、米をはじめとする農作物づくりを続けていますが、ほとんど不検出が続いています。(福島県は米の全袋検査をしています。たとえば2012年9月〜11月に検査した天栄村のお米は15万1697袋。そのうち23袋が25〜50ベクレルの間ですが、残りのすべては機械の検出限界25ベクレル以下でした。ちなみに国の示している一般食品の基準値は100ベクレルです。)

チェルノブイリでの実践や研究結果をふまえた工夫を続けて放射能ゼロの米づくりを続けていますが、「福島」ということで一律に敬遠される面もあるようです。

しかし、私たちは震災と原発事故を経て、私たちの食糧を生産している人たちが日々どんな工夫をし、どんな思いでいるのかを知らなければいけないし、放射能のみならず農薬など化学物質のことも自分の問題としてもっと調べて考えていくべきなのではないでしょうか。

今後、天栄村を訪ねるツアーなどもできたらと思います。

二〇一四年五月

かとうき 桜子

6月22日(日)、区政報告会を行います

2014年6月22日(日)午後2時~4時
勤労福祉会館音楽室(大泉学園駅南口)にて

〔午後2時~3時〕
6月におこなわれる議会で決まる、新しい委員会のことや、新しい区長の政治姿勢などご報告させていただきます。

〔午後3時~4時〕
7月11日に練馬文化センターでジャズの演奏会を行う予定ですが、その際にビッグバンドを率いて演奏して下さる山田英二さんが、報告会の会場でミニ演奏をさせていただきます。

ぜひご参加ください。



宮城県気仙沼へのカンパ、引き続き募集しています。

市民ふくしフォーラム・東北応援プロジェクトでは、東日本大震災で津波の被害・地盤沈下の起きた宮城県気仙沼市にある仮設の復興商店街・南町紫市場の応援を続けています。

商店街の再建までにはまだ時間がかかるようです。引き続きの応援をお願いします。

〔郵便振り込み・口座番号〕

00130-2-496362 市民ふくしフォーラム (振込用紙の通信欄に「気仙沼募金」とお書きください。)

〔銀行振り込み: ゆうちょ銀行からは手数料無料です〕

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0496362 シミンフクシフォーラム

(こちらからお振込の場合は、別途、ご連絡先をメールまたはFAXにてお知らせください。)

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp FAX 03-3978-4158

かとうき桜子プロフィール

- 1980(昭和55)年生まれ。桐朋女子中学・高校、慶應義塾大学文学部を卒業。大学在学中にホームヘルパー2級の資格を取得、さらに福祉の勉強をするために上智社会福祉専門学校(夜間)に学ぶ。
- NPOにて介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く関わることをめざし、2007年、区議会議員選挙に初挑戦、初当選。
- 2010年3月立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科を修了。
- 2011年4月、練馬区議会議員選挙で、2期目に当選。



2014年度、「生活困窮者自立支援法」モデル事業を実施

昨年12月に「生活困窮者自立支援法」という法律ができ、練馬区では今年度からそのモデル事業を実施します。

生活困窮者自立支援法は、生活困窮状態にあつて生活保護は利用していない人が対象になるというものです。今回のレポートでは、事業を実施するにあつての課題を「紹介します」。

本当に困窮する人のために役立つのか、懸念される自立支援法

新しくできた生活困窮者自立支援法は、生活保護までのグリーソンを設けるためにできた法律といえるかもしれません。

近年、「生活保護は、本当は必要のない人が受給しているのでは」と疑われ、批判されることも多くありますが、実際には今の日本の社会では、生活保護の基準を満たしているのに受給していない人が多いという推計があります。^{注※1}

それは、世の中の生活保護バッシングがあまりにひどいので責められることを恐れて生活が苦しいのに申請を我慢してしまったり、「国のお世話にはならず頑張る」と無理をしてみましたり、ときには生活保護の相談窓口で担当者から心ない言葉を投げつけられて諦めてしまったりするからです。生活保護受給をあきらめた後、生活を立て直すことがで

きずに餓死をしてしまったという事件も起きています。

今までもすでにそんな状況にあるので、新しくできた「生活困窮者自立支援法」によって、本来は生活保護の受給資格のある人を受給させないことが正当化されてしまう側面が出てこないか、と懸念されているのです。

生活保護を利用すると経済的な支援だけではなくて担当ワーカーが定期的に面接をしたり、就労支援、こどもの学習支援などの生活上のサポートがあります。そうしたサポートの中にはかえって生活保護世帯を苦しめる(たとえば体調が悪くて仕事ができないのに早く仕事をすよようにと圧力をかけられる)などの課題もありますが、金銭給付だけでなく生活をサポートしていくということは本来は大切なことです。

生活保護は所得だけを見るのではなくて資産のない人、自分を扶養できる親族のいない人でなければ生活保護の対象にならない人。

① 対象者などのように見つけるのか。

(行政からの答え)子育て関連の担当、税相談、国民健康保険、住宅課などに支払いができないといった相談があった場合にこの事業をアナウンスする。

② 対象人数は。

(行政からの答え)現状ではまだ分からないが、児童扶養手当^{注※2}の受給者数が約5千人であるため、少なくともそのくらいの人数はいるだろうと想定。

④モデル事業は社会福祉協議会に委託するが、生活保護の相談窓口である福祉事務所とどう役割分担をするのか。

(行政からの答え)モデル事業の間はまず、生活相談一般という形で福祉事務所において相談を受け、生活保護の対象にならない方を自立相談支援に紹介する。

⑤生活保護受給者が対象となる事業と類似するものが多いが、委託先などの形態は異なっている。支援の連続性をどう担保するか。

(行政からの答え)現在、国がこの2事業の一体的な運用について検討を進めている。その状況も見極めて区としての対応を考えたい。

⑥従来、NPO等が実施していた生活困窮者支

援は受給できませんから、現在の生活には困窮していても持ち家など資産があつて生活保護が利用できない場合もあります。また、ぎりぎりの生活保護の基準以上の所得はあるけれど困窮しているというような場合もあります。このような人たちは、生活保護を利用していないために金銭給付だけではなく生活サポートの対象にもなりませんので、この法律で新たにサポートを得られる体制を作ることはいいい面もあると思います。本当に困っている人を支援する制度にできるかどうか、が大切なポイントです。

今後1年間、モデル事業をやるなかで、具体的な対象者がどのような人になるのか(本当は生活保護を利用できる条件にある人をこちらに回して生活保護切りをしてはいけない)、生活保護行政との連携をどのように行っていくのか、行政の委託といえども行政の視点ではなく当事者の視点に立ったサポート体制を作っていくか、ということが重要な点です。

今後始まる事業ですので、議会ではまずは現段階で考えられる課題を指摘しました。

【議会では指摘した内容】

② モデル事業の対象者はどういう人か。

(行政からの答え)現金収入はないが資産が援助では生活保護の相談窓口への付き添いや弁護士などの専門家の紹介も実施していた。モデル事業でもこれと同様、当事者の視点に立った支援ができるのか。

(行政からの答え)福祉事務所や法テラス^{注※3}等に適切につなぐ体制をとりたい。

⑦モデル事業の間に課題をどのように整理するか。

(行政からの答え)対象者の設定などが難しいので、対象者の発見、つなぐ経路等の確定をしたい。

^{注※1} 生活保護基準以下の生活をしている人のうち、実際に生活保護を利用している人の割合を「捕捉率」と呼ぶ。日本は他の国と比較して捕捉率が低いといわれている。

2010年4月に厚生労働省が「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」という資料を出している。生活保護を受給する際は、所得が低いたくなく、資産がない、自分を扶養する親族がいないといったことも確認されるため、正確には実態把握が難しいが、全国消費実態調査からの推計では、資産要件も含めて生活保護基準を満たしているのに利用していない世帯は12.6%、最低生活費の面だけ見て生活保護基準以下の状態にありながら生活保護を利用していない世帯は70.4%としている。厚生労働省は「ただし、これがすべて漏給というわけではない」という注釈をつけている。

^{注※2} 児童扶養手当は、児童のいるひとり親家庭、DVの保護命令が出ている家庭などに支給される。支給を受ける場合、所得制限がある。

^{注※3} 法テラスは法務省所管の公的な法人で、法律制度についての無料案内、低所得者への弁護士費用等の立て替え、被害者支援などをおこなっている。

生活困窮者自立支援法の概要

2013年12月公布、2015年4月施行

★必須事業＝自立相談支援事業、住宅確保給付金(国庫負担3/4)

就労など自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等、また住宅を失った人へ有期の家賃相当額の支給を実施

★任意事業

- ・就労準備支援(日常生活の自立、社会生活の自立の段階からの有期の支援) 国庫補助 2/3
- ・一時生活支援(一定期間宿泊場所や移植の提供を行う) 国庫補助 2/3
- ・家計相談支援(家計に関する相談、家計管理の指導、貸付のあっせん等) 国庫補助 1/2
- ・学習支援(生活困窮家庭のこどもが対象) 国庫補助 1/2

※練馬区が2014年度、モデル事業で実施するのは必須事業と家計相談支援のみ。